

山梨県公報

第二千二百一十号

平成二十三年

三月十七日

木曜日

目次

道路の区域変更(二件).....	一九九
道路の供用開始(三件).....	一九九
自動車専用道路の指定.....	二〇〇
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	二〇〇
建築基準法に基づく道路位置指定.....	二〇一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件).....	二〇一
教育委員会	
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則.....	二〇二
その他	
専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程.....	二〇三
県営住宅等の管理の代行について.....	二〇四
正誤	
平成二十三年三月三日付第二千二百十六号中.....	二〇五

告示

山梨県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川南アルプス線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市東南湖字村ノ内三三六一番の 一地从から 南アルプス市東南湖字村ノ内西川左岸堤防 敷地先まで	八・四 一・二・〇	八・四 一七・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇

山梨県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月七日まで一般の縦覧に供する。)

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市小淵沢町上笹尾字滝之前二八五二番 一地从から 北杜市小淵沢町上笹尾字滝之前二八九五番 一地从先まで	七・三 一八・〇	八・八 一八・五	一三四・二	一三四・二

山梨県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月七日まで一般の縦覧に供する。)

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	清里須玉線	北杜市高根町大字浅川字前田二六〇五番地の一先から北杜市高根町大字浅川字前田二六〇一番地の二先まで		二二〇・〇	平成二十三年三月十七日

山梨県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	武田八幡神社線	韮崎市神山町大字鍋山字御堂西一八七番の二地先から韮崎市神山町大字北宮地字羽場三三六番の二地先まで		五〇〇・〇	平成二十三年三月十七日

山梨県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	---	---	--------------	-------------

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場線	山梨市大字下石森字雲林六一〇番の五地先から山梨市大字下石森字雲林五八九番の二地先まで		一三六・〇	平成二十三年三月十七日

山梨県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区	間	延長 (メートル)	指定する期日
山梨市東字下河原七四番の一地先から山梨市万力字一丁田三二一番地先まで		三七六・〇	平成二十三年三月十七日

山梨県告示第百十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

県道	塩山勝沼線	甲州市大字塩山上於曾字浄土寺一七一九番の三地先から 甲州市大字塩山赤尾字渋沢六一三番の二地先まで
----	-------	---

山梨県告示第百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 平成二十三年三月十七日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 指定の年月日
平成二十三年三月十七日
 - 二 指定道路の位置
笛吹市御坂町成田字永田千四百十六番四
 - 三 指定道路の幅員
最大五・〇二メートル 最小五・〇〇メートル
 - 四 指定道路の延長
二十八・五四メートル

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年二月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 IKエゴ
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町長沢五百五十七番地一
- 3 代表者の氏名 井手肇
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第九四七〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年一月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年二月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 甲信ネオ工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千五百九十六番地
- 3 破産管財人の氏名 清水毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第九三九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年二月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年二月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 甲南緑化株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市高室町七百二十一番地
- 3 代表者の氏名 岩田めぐみ
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六一五七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年二月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年二月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 稲葉興業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田二丁目十六番十四号
 - 3 代表者の氏名 稲葉剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九一九七号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年一月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年二月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社まるい工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原千六百五十四番地
 - 3 代表者の氏名 飯久保貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第六五六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年二月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社プレジァコーポレーション
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市高畑二丁目二番五号
 - 3 代表者の氏名 石原伸治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八一三二号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年二月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年二月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社かえで
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見千二百六十八番地
 - 3 破産管財人の氏名 深澤勲
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第八五九四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十七日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 努

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立山梨園芸高等学校の項中「中川一、四〇〇番地」を「市部三番地」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

その他

専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第三号

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月十七日

専門学校山梨県立農業大学校管理者

山梨県農政部長 松 村 孝 典

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程

専門学校山梨県立農業大学校学則（平成二十年専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「監理運営」を「管理運営」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第九条関係）

一 養成科

分野	科目	区分	時間数		果樹学		園芸学科	
英語	講義	一五	第一学	年	単位数	科	単位数	単位数
			第二学					
							野菜専攻	花き専攻
							攻コ	攻コ
							ス	ス
							単位数	単位数

経営管理	生産技術				共通				その他																					
	き	花	菜	野	樹	果	門	専	通	共	文	社	数	生	化	化	体													
農業経営 農産物流通	専門実習	花き栽培 専門実習	専門実習	野菜栽培 専門実習	専門実習	果樹栽培 専門実習	共通実習	国際農業と食料	農業法規	農業施策	農業施設	農業機械実習	農業機械	農業気象	環境保全型農業	生物工学実験	土壌肥料実験	土壌肥料	病害虫防除	植物生理	病虫害	文章表現	社会学	数学	生物学	化学	化学	体育		
講義	講義	実習	講義	実習	講義	実習	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	講義	実習	実習	講義	講義	講義	講義	講義	講義	演習	講義	講義	講義	講義	実習	
一五	一五	二四〇	三〇〇	二四〇	三〇〇	二四〇	三六〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	
		二〇〇	三〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇		一五	一五	一五	一五																			
						一四																								
		一四																												

山梨県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等
山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）別表に掲げる県営住宅等

三 管理の内容

1 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 管理を行う期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
同	一 二 二	下	配電盤・制御盤組立て法	回転電機組立て法、配電盤・制御盤組立て法
同	六	五	配電盤・制御盤組立て作業	回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業

平成二十三年三月三日公告中（平成二十三年度前期技能検定の実施）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番